



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目

次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・3 件（水産課） 1
- 道路の区域の変更・4 件（道路管理課） 1
- 国道の供用の開始（道路管理課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立北部病院） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部病院） 5

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則 6
- 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 11
- 東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学科の免除に関する特例
を定める規則を廃止する規則 11

告

示

沖縄県告示第388号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2 第1 項第1 号の規定により、令和2 年沖縄県告示第442号で同意の認定をした伊江加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和6 年11月1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第389号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2 第1 項第1 号の規定により、令和2 年沖縄県告示第443号で同意の認定をした石垣加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和6 年11月1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第390号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2 第1 項第1 号の規定により、令和2 年沖縄県告示第444号で同意の認定をした与那国加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和6 年11月1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和6年11月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字中山313番1から 名護市字中山317番1まで	5.6m ～ 7.4m	113.9m
新	名護市字中山313番1から 名護市字中山317番1まで	5.6m ～ 7.4m	113.9m
旧	名護市字中山313番1から 名護市字中山322番1まで	11.0m ～ 33.4m	140.0m
新	名護市字中山313番1から 名護市字中山322番1まで	13.5m ～ 33.4m	140.0m

沖縄県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和6年11月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 36号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市字兼箇段長田原1181番5から うるま市字兼箇段長田原1288番1まで	26.2m ～ 40.0m	56.9m
新	うるま市字兼箇段長田原1181番5から うるま市字兼箇段長田原1288番1まで	27.2m ～ 45.9m	56.9m

沖縄県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和6年11月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 22号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
------	----	-------	----

旧	北中城村字比嘉802番から 北中城村字島袋325番 2 まで	17.4m ～ 18.2m	110.4m
新	北中城村字比嘉802番から 北中城村字島袋325番 2 まで	11.0m ～ 18.2m	110.4m

沖縄県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和 6 年11月 1 日
 から同月14日まで一般の縦覧に供する。
 令和 6 年11月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下地島空港佐良浜線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市伊良部字前里添489番 1 から 宮古島市伊良部字前里添471番 1 まで	12.5m ～ 23.2m	34.6m
新	宮古島市伊良部字前里添489番 1 から 宮古島市伊良部字前里添471番 1 まで	12.5m ～ 23.2m	34.6m

沖縄県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和 6 年11月 1 日
 から同月14日まで一般の縦覧に供する。
 令和 6 年11月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 505号
- 2 供用開始の区間 今帰仁村字仲宗根105番 5 から今帰仁村字仲宗根219番まで
- 3 供用開始の期日 令和 6 年11月 1 日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した
 ので、検査済証を交付した。
 令和 6 年11月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 7 月13日 沖縄県指令土第633号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原547番 2 及び554番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字屋宜原547番地 2 崎原望
- 5 検査済証番号 令和 6 年10月15日 第4965号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 9 月19日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 11 月 1 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局 A 重油供給業務 1,051,000 リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局経営課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年 9 月 24 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 代表取締役 根路銘剛宏 浦添市西洲二丁目 2 番地 3
- 5 落札金額 95 円 37 銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 6 年 8 月 6 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 1 日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 調達する物品等の種類 デジタル X 線透視撮影装置
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和 47 年沖縄県告示第 69 号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 過去 2 年間に、デジタル X 線透視撮影装置又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、2 件以上の実績を有する者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ その他入札説明書に定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配布
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 沖縄県名護市大中二丁目 12 番 3 号 電話番号 0980-52-2719
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立北部病院が実施するデジタル X 線透視撮影装置に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 1 日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 デジタル X 線透視撮影装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和 7 年 3 月 31 日
 - (4) 納入の場所 沖縄県立北部病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和 6 年 11 月 1 日付け沖縄県公報定期第 5264 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるデジタル X 線透視撮影装置に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3 (2) の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905－8512 沖縄県名護市大中二丁目 12 番 3 号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 3 (2) の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和 6 年 12 月 12 日（木曜日）午前 11 時 30 分
 - (2) 場所 沖縄県立北部病院第 2 会議室第 2 カンファレンスルーム
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 (1) の日時までに 3 (2) の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立北部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期

限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立北部病院総務課
- (2) 所在地 〒905-8512 沖縄県名護市大中二丁目 12 番 3 号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和 6 年 12 月 10 日（火曜日）午後 5 時
イ 方法 簡易書留郵便により 3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Digital X-ray fluoroscopy device 1 set
- (2) DATE AND TIME FOR BIDS
11:30 a.m. December 12, 2024
- (3) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Hokubu Hospital
2-12-3 Onaka Nago City Okinawa, 905-8512 Japan
Telephone 0980-52-2719

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 1 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 4 号**沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 8 条及び第 9 条」を「から第 9 条まで」に、「証明手数料」を「入学考査料及び証明手数料」に改める。

第 2 条の見出し中「対象」を「対象者」に改め、同条第 1 項中「第 3 号に」を「第 2 号に」に、「転学又は転籍の」を「転学の」に改め、第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により法第 3 条第 1 項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学した者第 2 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 大規模災害（甚大な被害をもたらした災害で、教育長が別に定める災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有していた者

第 3 条第 1 号中「法第 3 条第 1 項に規定する」を削る。

第 4 条の見出し中「対象」を「対象者」に改め、同条第 1 号中「災害」を「保護者等（法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の被災」に改め、「の子弟」を削る。

第 6 条第 1 項中「申請書（第 1 号様式）」を「授業料等減免申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）」に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）」を「保護者等」に改め、同項第 1 号中「第 2 条第 1 項第 1 号」の次に「又は第 5 号」を加える。

第 7 条第 1 項中「（第 1 号様式）」を削り、同条第 2 項中「同条第 3 項」を「同項」に改める。

第 8 条の見出し中「及び通知決定」を「等」に改める。

第 10 条第 5 項中「おいて」を「ついて」に改める。

第 11 条第 3 項中「掲げる」を「該当する」に、「おいて」を「ついて」に改め、同項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 2 条第 1 項第 5 号に該当する者に係る授業料等の免除の期間は、前項本文の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

第 13 条を次のように改める。

（沖縄県立高等学校の入学考査料の減免）

第 13 条 沖縄県立高等学校の入学考査料（以下「高等学校入学考査料」という。）の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 沖縄県立高等学校の入学者選抜に係る要項（以下「実施要項」という。）に記載する特色選抜及び一般選抜（以下それぞれ「特色選抜」及び「一般選抜」という。）により入学を志願する者

(2) 実施要項に定める連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び一般選抜により入学を志願する者

(3) 特色選抜及び一般選抜の結果、合格者の数が学科等の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第 2 次募集」という。）に志願する者（一般選抜に係る学力検査を受検しなかった者を除く。）

(4) 第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる者

2 前項の規定により免除し、又は減額することができる高等学校入学考査料は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に該当する者 特色選抜に係る高等学校入学考査料の全額。ただし、特色選抜については全日制課程を志願し、一般選抜については定時制課程を志願する者については一般選抜に係る高等学校入学考査料に相当する額

(2) 前項第 2 号に該当する者 一般選抜に係る高等学校入学考査料の全額

(3) 前項第 3 号に該当する者 第 2 次募集に係る高等学校入学考査料の半額

(4) 前項第 4 号に該当する者 高等学校入学考査料の全額

3 第 1 項の規定により高等学校入学考査料の免除又は減額を受けようとする者は、同項第 1 号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書（第 10 号様式）（以下「入学考査料等減免申請書」という。）を添えて特色選抜により入学を志願する高等学校の校長に、同項第 2 号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書を添えて一般選抜により入学を志願する高等学校の校長に、同項第 3 号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書を添えて第 2 次募集により入学を志願する高等学校の校長に、同項第 4 号に該当する者にあつては入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書に第 6 条第 1 項第 2 号に規定する書類を添えて入学を志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

4 高等学校入学考査料の免除又は減額の決定は、入学考査料等減免申請書を受理した校長が行う。

第 16 条中「この規則」を「この規則に定めるもののほか、この規則」に改め、同条を第 21 条とし、第 15 条を第 20 条とし、第 14 条を第 19 条とし、第 13 条の次に次の 5 条を加える。

（沖縄県立中学校の入学考査料の免除）

第 14 条 沖縄県立中学校の入学考査料（以下「中学校入学考査料」という。）の免除を受けることができる者は、第 2 条第 1 項第 5 号に該当するものとする。

2 前項の規定により中学校入学考査料の免除を受けようとする者は、入学志願書を提出する際に入学考査料等減免申請書に第 6 条第 1 項第 2 号に規定する書類を添えて、志願する沖縄県立中学校の校長に提出しなければならない。

3 中学校入学考査料の免除の決定は、入学考査料等減免申請書を受理した校長が行う。

（沖縄県立高等学校の入学料の免除）

第 15 条 沖縄県立高等学校の入学料（以下「入学料」という。）の免除を受けることができる者は、第 2 条第 1 項第 5 号に該当するものとする。

2 前項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、入学考査料等減免申請書に第 6 条第 1 項第 2 号に規定する書類を添えて、入学する沖縄県立高等学校の校長に提出しなければならない。

3 入学料の免除の決定は、入学考査料等減免申請書を受理した校長が行う。

（免除の決定等）

第 16 条 校長は、第 2 条第 1 項第 5 号に該当する者について、第 13 条、第 14 条又は前条の規定により高等学校入学考査料、中学校入学考査料又は入学料（以下「入学考査料等」という。）の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して入学考査料等免除決定通知書（第 11 号様式）により通知するとともに、入学考査料等免除決定報告書（第 12 号様式）により教育委員会に報告するものとする。

（聴講料の免除）

第 17 条 沖縄県立高等学校の聴講料の免除を受けることができる者は、第 2 条第 1 項第 5 号に該当するものとする。

2 前項の規定により聴講料の免除を受けようとする者は、聴講料免除申請書（第 13 号様式）に第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類を添えて、聴講を許可した校長に提出しなければならない。

3 聴講料の免除の決定は、聴講料免除申請書（第 13 号様式）を受理した校長が行う。

4 校長は、前項の規定により聴講料の免除を決定した場合は、速やかにその該当者に対して聴講料免除決定通知書（第 14 号様式）により通知するとともに、聴講料免除決定報告書（第 15 号様式）により教育委員会に報告するものとする。

（入学考査料等及び聴講料の還付）

第 18 条 校長は、第 2 条第 1 項第 5 号に該当する者について、第 13 条から第 15 条まで又は前条の規定により当該入学考査料等又は聴講料が既に納入されているときは、これを還付するものとする。

第 10 号様式中「第 13 条関係」を「第 13 条・第 14 条・第 15 条関係」に、「入学考査料減免申請書」を「入学考査料等減免申請書」に、「高等学校長」を「学校長」に、「第 13 条の規定により、入学考査料」を「（第 13 条・第 14 条・第 15 条）の規定により、（入学考査料・入学料）」に、「注意 免除・減額のいずれか該当

するものを○で囲むこと。」を
 「注意 1 第 13 条・第 14 条・第 15 条のいずれか該当するものを○で囲むこと。
 2 入学考査料・入学料のいずれか該当するものを○で囲むこと。
 3 免除・減額のいずれか該当するものを○で囲むこと。

と。

に改める。

」

第10号様式の次に次の5様式を加える。

第11号様式（第16条関係）文 書 番 号
年 月 日

生徒宛て

学校長氏名 印

入学考査料等免除決定通知書

さきに提出があった入学考査料等免除申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	本人氏名	
	保護者等氏名	
決定内容		（ 入学考査料 ・ 入学料 ）を免除

注意 入学考査料・入学料のいずれか該当するものを○で囲むこと。

第12号様式（第16条関係）文 書 番 号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長氏名 印

入学考査料等免除決定報告書

入学考査料等の免除を下記のとおり決定したので報告します。

記

課 程	学 年	氏 名	免除対象	備 考

第13号様式（第17条関係）

聴講料免除申請書

年 月 日

学校長 殿

学 校 名
本 人 住 所
氏 名
保護者等住所
氏 名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則第17条により、聴講料を免除されますよう申請いたします。

第14号様式（第17条関係）

文 書 番 号
年 月 日

生徒宛て

学校長氏名 印

聴講料免除決定通知書

さきに提出があった聴講料免除申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	本人氏名	
	保護者等氏名	
決定内容		聴講料を免除

第15号様式（第17条関係）

文 書 番 号
年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校長氏名 印

聴講料免除決定報告書

聴講料の免除を下記のとおり決定したので報告します。

記

課 程	学 年	氏 名	備 考

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 1 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 5 号**沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 27 年沖縄県教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (6) 大規模災害（甚大な被害をもたらした災害で、教育長が別に定める災害をいう。）に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有していた者で沖縄県内の高等学校への入学（転学及び編入学を含む。）を許可されたものが使用するとき。 免除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 1 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 6 号**東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則を廃止する規則**

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則（平成 24 年沖縄県教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地